**●令和６年度介護報酬改定等について****（令和７年度から義務化）**

経過措置が終了し、令和７年度より義務となるものについて、概要をまとめています。

詳細については厚生労働省の下記のリンクから、「令和６年度介護報酬改定の概要」の「令和６年度介護報酬改定の主な事項について」の資料等をご確認ください。

[令和６年度介護報酬改定について｜厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

〇「令和６年度介護報酬改定の主な事項について」（p.19）

「業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

※業務継続計画の策定については下記のリンクから厚生労働省のHPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html>

〇「令和６年度介護報酬改定の主な事項について」（p.47）

「書面掲示規制の見直し」

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。